

ヨーロッパに身をおいて

フォシウス&パートナー 高橋喜三雄



要約

私は現在ドイツのミュンヘンの特許事務所に勤務しています。ドイツに来ることになった経緯、生活の環境、仕事の内容・環境など紹介していきたくと思います。内容はミュンヘンに住んでいる自分の目から見たものに過ぎませんので、果たしてどこまでそれがドイツ全体、あるいはヨーロッパにも当てはまるものなのかはわかりませんが、とにかく自分がもしミュンヘンで働くことになったとしたらと想像しながら読んでいただければ、仕事の内容以外のことも興味深く感じていただけるのではないかと思います。簡単に自己紹介しますと、1969年生まれ現在40歳です。京都大学航空工学科修士課程を修了し、1998年4月から2005年1月まで大阪の青山特許事務所に勤務していました。2002年1月弁理士に登録しましたが、2005年2月に抹消しています。2005年3月に渡独し、2005年4月よりVossius（フォシウス）& Partner 勤務、現在に至ります。妻と二人暮らしです。

はじめに

日本にいたときに同じ青山特許事務所に勤めていた、パテント誌の現在の委員でいらっしゃる方に、この夏幣所を訪問していただく機会がありました。その縁もあって後日パテント誌の特集にドイツでの仕事ぶりなどを書いてほしいと頼まれまして、今回の記事を書くことになりました。

ドイツに来ることになった経緯

日本の特許事務所に勤めていたのは28歳から35歳までの約7年間です。入所して2年ほどは明細書がうまく書けるようになることで精一杯で特に弁理士になろうという気持ちはありませんでした。特に最初の年に法制度の理解のために予備校の基礎講座というのをとったのですが、講座に使用されるいわゆるレジュメを見て最低でもこれほどの膨大な量を覚えないと試験には受からないのか、これは自分には無理だと思ったのが勉強する気持ちが沸いてこなかった大きな理由です。

その一方で、学生時代からの延長で仕事の傍ら趣味の語学に熱中していました。ドイツ語とフランス語をラジオ講座や語学学校で習い、日本を離れる前には両

方とも通算で10年（学生時代に取ったドイツ語の授業以外）は力を入れて勉強したと思います。どこに行くにもドイツ語かフランス語の辞書を持ち歩いて時間があれば読んでいました。特に、語学学校のドイツ語やフランス語の先生と日本・世界における諸問題を議論することが楽しくてしょうがなかったです。

こうしたことが理由でドイツかフランスでいつの日か仕事がしたい、正確に言うとむしろ仕事をしないと気がすまないという思いが、青山特許事務所に入る前からありました。現在ではフランス語もドイツ語も（残念ながら）ある目的を達成するための手段に過ぎないと捉えています。特許の仕事に従事する前は両言語を学ぶこと自体が主要な目的になっていました。熱中するほどに勉強できたのでよかったです。それに比べたら英語は、20代の初めから熱中し過ぎてわりと早い段階から手段としてしか感じるができませんでした。青山に入ってから現時点に到るまでさらに勉強しようという気持ちはほとんど沸いたことはなかったです。手段として外国語を見るのは現実を見据えた正しい姿勢だと思いますが、熱中するほど勉強をやる気にさせるのは外国語を学ぶこと自体が目的と思える精神状態が必要だと感じます。皆さんはどう考え

られますか。結果的に EPO の 3 つの公式言語を日本にいる間に相当勉強したことは単なる偶然でした。EPO の言語に独仏があるのを知ったのは確か弁理士になった後だったような気がします。

さて、2000 年の秋に青山特許事務所の創立 30 周年記念の行事があり、その際に既に Vossius に勤めておられた石野良和さんが招待されていました。その折に、青山の上司の一人から石野さんを紹介していただき、ドイツでいつか働きたいとの意志を伝えたところ、せっかく日本で働いているんだからまずは日本の弁理士資格を取ったらと言われました。

そのときの思いは、確かに日本で 2 年半しか働いていない自分がヨーロッパに行ったところ何の役にも立たないのではというものでした。一方で、弁理士試験の論文試験を受けるために膨大な量を暗記する必要があると認識していたので、受験するのをしり込みする自分がいました。

しかしながら思い切って過去の論文試験の問題を見てみると、確かに 1999 年まではいわゆる基礎問題、つまり法律の知識だけを問う問題で占められていて、これは自分にはどうしようもないなと思えたのですが、2000 年の試験ではがらっと傾向が変わっていて事例問題で占められていました。これらの事例問題は事前に何か暗記する必要もなく解くのが楽しそうに見えました。弁理士試験を受ける決心がつきました。それ以外にも、裁判所での判例を編纂した本を読んだことも受験を決心させてくれた要因です。判例を読むと裁判官がなんとなくまく論理を構築しているのだと感心させられ、特許の世界に生涯いたいと感じたからです。自分は論理をこよなく愛する男なので (笑)。

なお、この論理構築のうまさというのは現在こちらで仕事をしていて EPO の審判部の決定を読むとよく感じます。判例を精読することは私がヨーロッパで仕事をする上での楽しみの一つです。

試験傾向の変化によって試験勉強すること自体が苦痛なく楽しく感じられました。さらに次年度から試験制度が変わり、選択科目が 3 つから 1 つに、一部の受験生は選択科目自体が免除になることに不公平感を抱

いたことも勉強のモチベーションを高くさせる要因となりました。というのは、選択科目免除の条件が修士論文のテーマが選択科目のどれかに該当することというものでしたが、私は一応免除対象の可能性のある航空工学を専攻していたものの、実際には修士論文に選んだテーマというのがヒューマンエラー (例えばパイロットで言えば飛行機の計器を見誤る) というものでおそらく免除にならないだろうと考えていたからです。

独身でしたがまったく女性にもてませんでしたので勉強には燃えました。その甲斐あって 2001 年秋には (平成 13 年度) 弁理士試験に合格し、研修の後 2002 年 1 月から日本弁理士として勤務することになりました。その時点ではヨーロッパに行くことの気持ちは小さくなっていました。弁理士として活動もしていないのにそもそも海外に行くことに意味がないのではないかと思えたからです。まずはとにかく日本ですらに研鑽を積むことが必要ということです。

日本での主な仕事は弁理士になる前も後も発明者との打合わせと明細書の作成です。それに海外からの出願の依頼が多くありましたので翻訳、これは事務所に入って 3 年くらいまでは特に多かったです。さらに自分が作成した日本出願を優先権の基礎として海外に出願する際の英語への翻訳もよくありました。特に英語への翻訳は自分の表現力のストックが少なく大変でした。どれもこれも青山事務所時代の直属の上司である山田卓二先生に赤ペン先生としてご指導していただきました。本当に感謝しています。この際に培った力が、まだ十分とは言えないものの、現在の仕事をする上で大変役立っていると思います。特に、明細書作成の際には、当業者でなくても、つまり行間を読まなくても読み手がすらすらとつかえることなく容易に理解できるように、個々の表現だけでなく明細書の流れにも気をつけるようにしていました。これを意識することで日本語自体が非常に論理的になり、のちに海外出願するので英語に訳さなければならないケースにおいては、日本語から英語に訳する作業がかなり楽になりました。日本での仕事の最後の年には、他の人が書いた明細書をチェックする仕事に加わりましたが、その際には、その人の書いた表現が本当に意図通りに読み手に伝わるかどうか、何か行間を読ませるようなことを

していないかに気をつけてドラフトを見ていました。

弁理士として働き始めて1年半ほどたち、与えられる仕事の内容に満足はしているもののさらにチャレンジできるものがしたくなりました。明細書の作成、英語への翻訳どれも上司のお墨付きを得て単独で終わらせることを許されていたからだと思います。再び海外熱を帯びてきました。Vossiusの石野さんに連絡をし、働きたい希望を伝えました。他の事務所にも希望を出すほうがチャンスを得られる可能性が高くなったのかもしれませんが、複数のところにアタックすることはしませんでした。もしある事務所と交渉している際に他からOKがでたら該事務所に断りを入れないといけないというのが性格的にどうも合わなかったからです。

しばらくして、石野さんから、Vossiusの二人のドイツ人弁理士、後の直属の上司となるJosef Schmidt氏とRainer Viktor氏とともに日本を訪問するので、そのときに朝食を一緒にして二人に会ったらどうかと打診されました。大阪のヒルトンホテルでの朝食が事実上の面接です。この上なく緊張しました。会話はドイツ語です。相手が言っていることがわからなかったらどうしよう、自分のドイツ語が変だったらどうしよう。お二人は気さくに話しかけてくれましたが、朝食の味はまったくしませんでした。でもなんとか失敗なく朝食会を終えた印象がありました。

それから半年間はなしのつぶてでした。自分もなぜその間連絡していなかったかということ、プライベートで忙しかったということもありますが、あせるようなことでもないと思ったからです。再び石野さんに連絡をしてみました。どうやらVossiusのパートナー間で自分を雇用することの是非について話し合いをしたけれども、まだ正式に決定できてない。雇うことの最大の懸案は、自分を引き抜いたと思われるのが困るというものでした。そういう心配はしなくてもいいと、当時の青山の所長であった故河宮治先生がVossiusのあるパートナーに電話をかけて下さって問題は解決しました。その後しばらくして正式な雇用の決定の連絡がありました。しばらくおいたのは、非ヨーロッパ人を雇用する際に、仮にヨーロッパ人で自分と同じ資格がある人がいればその人を優先しなければならないとい

う規定が、少なくともドイツにはあって、労働局が形式的にせよそのような人を求めるとの募集をかけないとだめだったからだそうです。ドイツ語と英語に加えて日本語が使えるというヨーロッパ人は意外と少ないのですが（ドイツに来てから、特許関係者で恐るべき日本語の使い手のドイツ人と何人か知り合いになりました）、日本弁理士であるという条件に該当する人はいなかったということです。

こうしてドイツ行きが両事務所の話し合いで決定した後、当時付き合っていた彼女と一緒にドイツに来てほしいとプロポーズし、夏に結婚しました。現在妻はミュンヘンの別の特許事務所で事務の仕事をしていますが、彼女の精神的なサポートなしには、ミュンヘンでの生活はまったく成り立たないと言えます。そそくさと日本に帰っていたかもしれません。妻はドイツに来てから本格的にドイツ語を勉強し始めましたが、市民学校でみっちり勉強して、職探しをし始めた頃（ミュンヘン到着から2年後）には本当に上手になっていました。今では彼女の方がドイツ語が上手です。

2005年1月には青山特許事務所を退職し、後はミュンヘンに行く準備をするのみとなりましたが、気がかりは自分の日本弁理士登録のことでした。Vossiusで働くことが決まったとき、日本の資格をどのように扱うべきか尋ねることをしませんでした。日本であれば特許事務所が毎月の会費を払ってくれるのが通常ですが、ドイツの事務所が日本弁理士会の会費をもってくれるかどうかわかりませんでしたし、会費を払ってくれと交渉する勇気はありませんでした。雇用契約自体が解消されてしまったらどうしようと不安だったからです。かといって、自分で会費を払う余裕はまったくありませんでしたので、登録抹消を決断しました。

現在ミュンヘンには、日本の弁理士として登録しつつ、ドイツの特許事務所で働いている方々がいらっしやいます。ヨーロッパにいる以上は日本の特許庁とやりとりができませんし、むしろ名誉的なものなら特に登録は必要ないのではないかと思いつつ、登録できてうらやましいという複雑な気持ちです。一つだけ確かなのは、現在も登録していませんので、ドイツでやってやるというハングリー精神をいまだに失わずにいうことができるということです。

フランスにはパリに一度旅行に行ったことはあるものの、ドイツに到っては一度も足を踏み入れていなかったのが、多少の不安はありましたが、ドイツの地で活躍されている石野さん、現在の上司であるSchmidt氏のサポートのおかげでうまくミュンヘンでの生活をスタートさせることができました。2005年3月上旬のことです。ミュンヘンに着いた日を含めて数日間は、妻と二人で、決まっていた住居のベッドもなにもない床の上で寝るつもりでした（ドイツでは通常家に土足で入ります。最初に見たときの部屋の床の状態はとても汚かったです。）が、それではあまりにもかわいそうだということで空港に迎えに来ていただいたお二人の勧めで、Schmidt氏の家为数日泊めさせてもらい、その間に必要なものを買揃えるのを手伝ってもらいました。

生活環境

ドイツの暮らしについては日本でもいくつかの書籍が手に入りますし、またドイツにいらっしゃる方でブログに綴る方も多のですが、ミュンヘンの生活環境を少し紹介します。仕事に関係するものは以下の“仕事の環境”の章において触れます。

ミュンヘンは130万人都市ですが、その4分の1が外国人です。もっとも多いのが、高度成長期に労働者として受け入れてきたという理由からトルコ人で、それに次ぐのがクロアチア人です。そのため、普段生活をしていると、特に地下鉄に乗っていると様々な言語、自分の印象では特にトルコ語、東ヨーロッパの言語、ロシア語がよく聞こえてきます。ドイツ語以外で理解できるものが限られていますので、雑音の中で生活している感じです。日本であればすべての人の話が理解できましたので、時に静かにしていきたいときに隣の人の話がうるさいなと思うことがありましたが、こちらでは隣の人が政治の話をしているのか、はたまた噂話をしているだけなのかさっぱりわからないことが多いです。

次に食事についてですが、たとえ日本を離れて生活していても、日本で食べていたようなものをベースに生活していないと長期的に見るとしんどいのではないのでしょうか。少なくともミュンヘンではその点において心配はありません。高いとはいえ納豆などの日本食

の多くは手に入りますし（味噌に関してはおいしいものが手に入りにくいので、日本から出張や旅行で来られる人に頼むことが多いです）、さらにすばらしいのは、アジアのエスニック食材はきわめて豊富です。自分のいた大阪よりも品揃え、安さの点では優れているのではないのでしょうか。ドイツでも地方に行くというわけにはいきません。

あと重要なのはお米ですね。日本米やカリフォルニア米も手に入りますが、それらよりも安く、粘り気があり食感も日本のものに近いミルクライスというのがお勧めです。普通のスーパーで手に入ります。こちらではデザートとして甘くして食べるのが一般的なようですが、私としてはこのお米がなかったらドイツの生活は早々と破綻していたのではないかと思えるくらいです。ミュンヘンに来た当初はパンばかり食べていたのですが、4ヵ月後ある人の家でたまたま体重計に乗ったら、日本にいたときに10年以上まったく変わらなかった体重よりも5キロ減っていました。妻はなぜか気がついてなかったようです（最近上司のSchmidt氏にその話をしたら自分がどんどん痩せていくのに気がついてすごく心配していたそうです）。その後は昼食と夕食はお米がほとんどついています。体重もすぐに元に戻りました。

便利さという点では日本に比べてだいぶ劣ります。コンビニエンスストアはありませんし、スーパー等ほとんどの店も夜8時で閉まります。大変なのは日曜日で、レストランやカフェ以外は、ガソリンスタンドに併設された店と主要駅構内の店を除き、閉店法という法律により休みです。日本では、日曜日に買い物をしたり本屋で立ち読みをするのが好きだっただけに、最初は日曜が退屈で仕方がなかったです。今はそういうのにも慣れ、趣味の時間に当てたり散歩するなどして過ごしています。日曜日は日本にいるときに比べて時間が随分ゆっくり流れているように思えます。

ミュンヘンは、春と秋がほとんどなく、冬が長くて厳しく基本的に11月から3月まで、時には4、9、10月に雪が降ることもあります。北海道の中でも寒い方の所にいる感じでしょうか。日本にいたときは、ドイツの最低気温のあまりの低さにびっくりして、果たして冬を乗り切ることができるかと心配してしまし

た。実際には、建物の断熱構造は十分に体が温まっているので、外気温が0度のときに外に出ても今日は暑くて汗が出そうだと思えるくらい、ほとんどの人は寒さにはすぐ慣れると思います。一方、夏の快適さ、これはヨーロッパに共通したのですが、日が長く湿度も低い夏は、日本の夏にうんざりしていた自分にとって本当に魅力的です。

ミュンヘンに住むというのは総合的に見ると快適と言えますが、やはり日本から遠く離れていると時々ホームシック（両親に会いたいとか昔好きだった牛丼が食べたいとか）にかかります。特に休暇で日本に一時的帰国してこちらに戻った後がつらいです。

仕事の環境

Vossius は現在弁理士 30 人（少なくともドイツ弁理士資格かヨーロッパ弁理士資格を持った人）程度、弁護士約 10 名、従業員 200 人を超えるミュンヘンでも最大規模の特許法律事務所です。日本人も私と石野さんの他に事務の方が一人いらっしゃいます。

実務担当はそれぞれに個室が与えられ（これはドイツの特許事務所であれば普通のことのようです）、事務担当は 2、3 人で一つの部屋を共有します。かく言う私もそれなりの大きさの個室で仕事をしています。Vossius に入所した当初は、日本の特許事務所であれば 3 人くらいに与えられるスペース、現在は多少出世(?)して 5 人くらいに与えられるスペースで仕事をしておりますので、きわめて快適と言えます。隣の人の会話や、他の人の電話の鳴る音に仕事が遮られることはありませんので、集中力を維持するための環境は日本にいるときよりもかなり恵まれてると言えます。

自分は机を散らかすほうで、紙類もそこらあたりに散乱し、日本にいるときは自分が退社したかどうか机を見てもわからないと言われていましたが、こちらでは散らかし可能スペースが広くなりましたし、また個室なので自分の散らかしように誰も気を止めないので楽です。一度上司に捨てなさいと言われたことはありますが。

ドイツの企業で働く最大の特長は休暇が多いことです。年間 30 日が保障され、被雇用者が休みを取らな

いと雇用者が罰せられるため必ず消化するように求められます。しかも病気で休んでも減りません！これにはたまげました。日本にいて 30 日も休めと言われてもどこに行ったらいいのか困りますが、ドイツであればすぐに外国にいけます。私もミュンヘンに来てから数多くの国に行く機会がありました。3 週間の休暇をとって日本に戻ったことも 2 回あります。

これだけの日数が与えられるために、ドイツ人の会話の主なテーマは休暇です。これには面食らいました。今でも人が休暇をどう過ごしたかを聞くこと、また自分がどう過ごしたかを言うのは、よほど面白い出来事がない限りあまり興味の引くものでなく、そういった会話には極力入らないようにしています。会話のレパートリーという意味では、日本での生活がすごく恋しくなります。

また、ドイツの企業の別の特徴（特長？）は、休暇と非常に強く結びついたワークシェアリングでしょうか。企業にもよると思いますが、私の知る限り少なくとも特許事務所では、特定の実務担当に特定の事務担当がつくということがありません。私が属している電気系のセクションの場合、パートナー弁理士である上司、その他の弁理士、私を含めた非弁理士の実務担当、合わせて 10 名程度に対し、事務が約 10 名おり、仕事は基本的に誰から誰に頼んでもいいようになっています。したがって誰かが休暇に出ていてもセクション全体としては問題なくファイルを処理することができます。ちなみに、私の場合、好みの事務担当者とならない人に分かれてしまっており、満遍なく仕事を分担してもらうことはありません。

休暇が多い利点があるものの、ドイツで仕事を始める上で日本人が相当の覚悟をしなければならないのが、もともと日本に比べて給与水準がかなり低いだけでなく（ユーロ円相場で見かけ上変わりますし、ユーロ高になると給料が増えた気がしますが、,,), 給与から引かれる税金等のパーセンテージが極めて高いことです。一般的には、単身であれば手元には（最高でも！）6割しか残りませんし、夫婦であれば片方は手取りは6割より少し多いですが、もう片方は5割を切ります。消費税は標準税率が19%（食料品等一部は7%）、これをさらに上げないと国の財政はやっていけないけれ

ども、一方で消費を低下させないために今は消費税は上げないと宣言している現政府を見ていると、消費税を段階的に上げる必要性をさかんにとらえているけども低いままで抑えられ、税金も相対的にかなり低い日本の状況がバラ色に見えます。したがって、ドイツでは生活がシンプルにならざるを得ません。

特許の仕事自体に話を戻すと、日本を離れて最も困っているのが技術書へのアクセスの困難さです。日本の事務所にいたときは所内に必要な技術辞典が揃っていましたが、書店に行けば技術をわかりやすく解説している本が簡単に手に入ります。こちらではある技術について知りたい場合はインターネットに頼るしかありません。もちろん英語、ドイツ語の技術書はこちらでもありますが、技術を根本から理解する場合は日本語でないと難しいです。

仕事上最新の技術に関する出願に触れることはよくあるものの、一般的なドイツ人は新製品にあまり関心がないようで、日常的に最新の技術に触れる機会はほとんどありません。自分にとっては、ドイツというのは日本に比べてさらに技術を概念としてのみ捉える環境であるということです。蛇足になりますが、こちらに来て5年近く、ミュンヘンの街並みも売られている商品もぜんぜん変わっていないように思います。ラジオなんかを聞いていますと、2,30曲くらいをローテーションで繰り返し流しているように思えますし、そのローテーションに新曲が数ヶ月の間に少しずつ入れ替わりで入ってくるだけです。同じ曲ばかりでうんざりして聞くのをやめたラジオ局は今までに3つあります。日本にいたときと比べたら本当に生活環境および仕事環境がシンプルになりました。比喻でなく日本ではシャーペン、ドイツでは鉛筆で、鉛筆削りは必需品です。

余談になりますが私は身長が182センチあります。190センチ~2メートルの上司が何人もいたため上を見て話すことが多く、猫背が直りました。日本に帰ったときは背が伸びたのではと何度も聞かれました。

仕事の内容

パテント誌の読者のほとんどの方は、日本の職場(特許事務所または企業)で活躍されていらっしゃるで

しょうが、一体、自分がヨーロッパに行ったら何をするのか、何ができるのかを想像するのはおもしろいかもかもしれません。ここでは、私が現在している仕事を紹介します。後の章では一般的に日本の特許専門家がヨーロッパでどういった仕事ができるかについて述べたいと思います。

上にも述べましたが、私が日本にいたときの仕事の多くは、発明者との打合せと明細書作成でした。しかしながら、残念なことにヨーロッパにきてからはそういう仕事をするのがなくなりました。現在ではそういう状態に慣れたというものの、今でも発明者の方との面談で膨らんだ発想を自分の手で作品にするという明細書書きの面白さを体験できないのがつらく感じることがあります。

ミュンヘンにはEPOがあるために、ドイツ企業よりも外国企業を主要な顧客とする特許事務所の割合は非常に高いと思います。したがって、ミュンヘンはそもそも明細書を書く環境ではないとの印象があります。では自分が地方都市で明細書作成がメインの所で仕事ができるかという疑問です。ネイティブと一緒に働いているのに、言葉のハンディがある日本人としての自分が果たしてドイツ語で面談し、ネイティブと同じような時間でドイツ語で明細書が書けるかというとても無理です。そのような仕事は、日本人であれば、少なくともこちらの大学で長期間学び、技術系のドイツ語に十分慣れていないと困難なのではないかと感じています。

こちらでの主な仕事はすでにEPOに提出した出願の処理です。これにはオフィスアクションに対する応答や拒絶査定不服審判などの査定系と、異議申立や異議部での決定に係る取消審判などの当事者系との両方を含みます。

査定系に関しては、私の扱うものは特に日本、韓国からの出願が圧倒的に多く、次いでアメリカからで、したがってこれまで英語の明細書のみを扱ってきましたが、引例として時々ドイツ語の文献、たまにですが(これが個人的には非常に楽しい)フランス語の文献も挙がってきます。これは審査官にドイツ人、フランス人が多いので自分の理解しやすい文献をサーチする

傾向があるのかなと思っています。対応する英語文献がないこともよくありますので、内容を原語で理解することが求められます。ご存知のように日本の文献が挙がってくることも非常に多いですが、審査官の中には日本語の文献をそのまま読んでいる人もいます。一度口頭審理でそのような人と会ったのですが、本当にびっくりしました。EPO内では日本語を学ぶコースがあるそうです。

自分が作成した書類のサインはパートナーのヨーロッパ弁理士がしますが、コミュニケーションはドイツ語です。扱う技術書類が英語にも関わらず彼らとの話し合いはドイツ語となりますので、彼らとの議論は大変で仕方がありません。英語を常に話す環境を作るため上司の一人とは技術的なことに関しては主に英語で話すようにしているのですが、これはずいぶん楽に感じます。

当事者系となりますと、異議申立人がドイツ語で書面を書いてくることがあります。これは通常、Vossiusにいる翻訳担当者が特許権者に送るために英語に訳してくれますが、やはり基本的にはオリジナルを理解することが求められます。そうでないとヨーロッパ弁理士との打ち合わせを含めスピーディに処理ができないからです。

査定系および当事者系で共通し、ヨーロッパ特有のもの（最近日本でも増えているとは聞いていますが）と言えば、口頭審理です。審査部、異議部、あるいは審判部が決定を出す直前の段階で当事者を召喚し、口頭で議論させるものです。ヨーロッパに出張されて口頭審理に当事者あるいはオブザーバとして参加された方ならばその臨場感をご存知だと思いますが、当事者として、査定系ならばEPOの審査部あるいは審判部（通常3名）、あるいは当事者系ならば相手方およびEPOの異議部あるいは審判部（通常3名）と対峙するのは、この上なく緊張するものです。しかも、EPOの審査官等は当該分野に極めて詳しいために、教授陣に囲まれた中でした修士論文口頭試問を思い出させます。特に進歩性に関して彼らをいかに説得するかというのは常に大変です。査定系において進歩性が問題で口頭審理まで行く場合は、審査部の一致した考えとしてもはや拒絶するしかなく、よほどのことがない限り

その考えを変えるつもりはないという状態にあることが多いです。

口頭審理では、基本的にはヨーロッパ弁理士が発言するのですが、自分も技術サポート役として時に発言することもあります。緊張で体が熱くなります。ドイツ人のヨーロッパ弁理士はドイツ語ではもちろん英語でもみなさんすばらしく弁が立ちます。言語のハンディはあるものの論理的に話すという意味では自分もこうありたいと思っています。この口頭審理での代理というのは強い責任感を必要とします。この責任のある仕事を自分も代理人としてやってみたいと思い立ったのが、ミュンヘンで仕事を始めて3年ほどたった後で、自分がヨーロッパでこれからもやっていこう（少なくとも現時点でもそう思っています）、ヨーロッパ弁理士の資格を取ろうと決意した理由でした。

ヨーロッパ出願に係る仕事の他に、ドイツ出願に係る仕事を頼まれることもたまにあります。英語ならともかくドイツ語で応答を書かなければならないので、読んだり話したりする力とはまた違い表現力が要求されます。したがって、書類の作成は時間も余分にかかり毎回大変な思いをします。大袈裟でなく気が狂いそうになります。私にとってミュンヘンの生活は快適でほとんどストレスがないですが、この仕事はストレスが非常にたまります。まだ明細書がドイツ語で書かれているので、自分が知りたい表現を探すのに明細書を参考にできる場合が多いのがせめてもの救いです。

ドイツ特許に係る仕事としては、訴訟関係でドイツ弁理士のサポート役をすることもあります。特許裁判所での特許無効裁判や、裁判所での侵害訴訟における口頭審理にも何度も足を運びました。これも大変ですが非常にやりがいのある仕事です。

その他、日本からの訪問客がある場合に対応することがとても頻繁にあります。特定のケースに関して来られる場合もあれば、より一般的なもの（表敬訪問を含む）もあります。特定のケースに関して言えば、自分が直接関与していることが多いですが、関与していないけれども日本人の補助を頼まれることも時にあります。

私の典型的な一日はというと、朝一番にメールをチェックし、問い合わせがあった場合は緊急であるなしに関わらず電話なりメール返信で即座に対応します。その後は通常の業務(新件か前日からの続きの件)を昼食休憩をはさんで行います。典型的には、クライアントからのレター(例えば、オフィスアクションや異議に対する見解や補正案)に目を通し、発明の内容を理解し、引例の関連箇所を読み、全体を把握した上で、クライアントからの案で問題がないかを精査し、ドラフトを作成しそれに付随する英文レターを作成するというものです。今までの経験では扱ったケースの9割はドラフトか問い合わせレターをクライアントに送っています。EPO等から問題(特に補正の根拠や明確性)を指摘される可能性や将来的なリスクを見つけ出す作業は非常にやりがいのあるものです。私の提案の全てに関してなぜこうしたほうがいいのか、なぜクライアント案だと問題が生じるかもしれないかを指摘する必要がありますので、レターも極めて長くなります。残業手当がつかないというのがありますが、昼食休憩以外はトイレに行く以外は仕事に集中しているのと、複数の言語で仕事をしているので、就業時の頭の疲れの度合いは日本にいたときよりも大きいです。

ところで、私も含めこれを読んでくださっている方はほとんど経験がないと思いますが、こちらの実務の方は(少なくともドイツでは)伝統的に自分でタイプをすることをあまりしません。テープに吹き込んで事務担当がタイプするというやり方、いわゆるディクテーションです。日本の職場なら個室でないでしょうから隣の人がディクテーションしていたらうるさくて仕事にならないというのがありますが、日本では一度しか見たことがありません。私にはディクテーションで頭だけ使っても何もできないように思えます。やはり、頭だけでなく目(画面や紙を見る)や手を使って文章を書いたほうがいいものができると思いますが。暗算では2桁の掛け算もできないのに手を使ったら何桁でもできますし。ディクテーションを使う同僚の姿ははまだ私には不思議で仕方がありません。頭の構造が違うのでしょうか。

日本人としての価値と求められる能力

一般的に言って、日本の特許専門家がヨーロッパで働く場合、必然的に日本のクライアントの仕事が多く

なるのではないのでしょうか。上でも述べましたがヨーロッパではヨーロッパ人を優先的に雇う必要がありますので、日本にまったく関係のない企業、事務所では日本人を雇用すること自体難しいように思えます。雇用側は日本人を雇う理由としてまず第一に日本人顧客とのコミュニケーションの潤滑化を挙げるのでないでしょうか。自分が扱うケースでなくても日本に電話するように頼まれることは頻繁に起こりえます。

日本人顧客の開拓という意味でも日本人を雇うことを重要視している特許事務所も多いと思います。さらにすでに顧客である日本の事務所等をパートナー弁理士が訪問する際に同行することも求められると思います。私の場合はというと、すでに石野さんがそういった分野の担当をしていらっしゃるので、仕事で日本を訪問したことはこれまでありません。

日本の弁理士資格はというと、頻繁に日本に帰り日本のクライアントと直接的にやり取りをするのでないのであれば、上でも述べましたようにヨーロッパで仕事をする上で必ずしも必要ではないと個人的には考えています(ある意味登録を抹消した自分への慰めですが)。日本弁理士資格を持たなくても石野さんのようにヨーロッパで大活躍されている人もいらっしゃいますし。ただ、こちらで雇われる際には日本弁理士試験に合格していた方が雇われやすいのかなという印象があります。

クライアントとのやり取りは基本的に英語になると思いますが(そうでないと同僚が理解できないため)日本のクライアントであれば、ドイツ人同僚なら指示書がはっきりわからないという場合でもある程度何が言いたいのか掴める利点があります。場合によっては電話で確認することも可能ですし。

では英語の能力はどれほどいるのかというと、非ヨーロッパ弁理士であっても書く能力は相当必要ではないのでしょうか。相当というのは、日本語を介さずにそのまま自分の言いたい事が苦勞せず書け、また論理構成がしっかりしているという意味です。論理構成という点では、私の場合青山特許時代に自分が書いた明細書(つまり0から作った文章)を厳しく批評していただいた経験が本当に役に立っています。つまりそ

もそも日本語で論理を展開することが十分にできていないと、英語ではなおさら不可能ということです。もし、日本で明細書をあまり書かずにいわゆる中間処理だけをやっていたとしたら、こちらではまったく通用しなかったように思います。というのは、日本ではなかなか論理的に自分の意見を展開する訓練を受ける機会がないですし、すでに明細書や文献がそこにある状態としての中間処理だけをやっていたのでは、仕事自体がどうしても受身的になり論理を自らの手で構築する能力が十分養われないうちに思っています。非常にすばらしい明細書を書く実務担当の方は日本弁理士であるなしに関わらず大勢いらっしゃいますが、そのような方で英語を書くことができるのであれば、ヨーロッパであれば十分な能力を発揮されるのではないかと思います。

ヨーロッパ弁理士として働くのであればさらに、少なくとも仕事上話すのと聞くのにはほとんど不自由しないということが必要になってくるのではないのでしょうか。上で述べましたがヨーロッパでは口頭審理というのが非常に大きなウェイトを占めています。書面では自分が担当し口頭審理では同僚に頼むという方法もあるかもしれませんが、個人的には、それまでその案件を扱っていた自分の代わりに口頭審理だけいつでも他の人に担当させるでは、重大な責任を伴う代理人としては失格ではないかなと思います。

しかも、口頭審理では相手方（異議申立人）（あるいはドイツ人の代理人が同席している場合にEPO側）が、ドイツ語で話すことも頻繁にあります。英語への同時通訳をEPOに頼むことはできますし、本人は英語で通せばいいのですが、ドイツ語をある程度そのまま理解できる状態でないと相手方の主張に対し反論を即座に返すことは難しいように思います。

ヨーロッパ弁理士への道

ここではヨーロッパ弁理士の資格試験（European Qualifying Examination：EQE）についてお話ししたいと思います。ヨーロッパ弁理士の下で3年以上働いた人は国籍に関わらずEQEを受けることができます。私はというと2009年の3月の試験を初めて受けました。

試験は4科目A～Dで構成され3日間かけて行われます。Aはクライアントから提供された発明説明書と先行技術情報から範囲は不要に限定されず一方で新規性、進歩性を考慮したクレームの作成（試験時間3時間半）、Bはオフィスアクションに対する応答（4時間）、Cはクライアントから提供された引例を用いた異議申立の作成（6時間）です。DはDIとDIIからなり、DIはEPCやPCTの知識を問う10問程度（3時間）からなり、DIIは複雑な法律問題を抱えたクライアントへのアドバイスを作成するもの（4時間）です。100点満点で50点以上をすべての科目で取れば合格ですが、45点以上50点未満の科目がある場合に、他の科目の点数によっては一定の条件を満たせば試験合格となる補完制度があります。

各科目とも問題自体が非常に難しく、50点というのも半分できればいいだけだと一見思えますが、採点基準が非常に厳しく60点以上取るのは実際には難しいと思います。例えばAの試験では、独立請求項作成の配点が50点、従属請求項作成の配点が35点、明細書のイントロダクションの作成の配点が15点なのですが、不要な限定を一つただけで独立請求項の50点のうち、20～30点減点されます。従属請求項等の配点も半分あるとはいえ、何をどこまで書いたら満点なのか不明で、現実には半分取れたらいいほうです。そうすると合格は難しいです。

さらに試験本番では時間のプレッシャーが半端ではありません。私の場合、過去問を解いてたときの余裕とはまったく違い、全ての科目で時間に追われて見直す時間は全然ありませんでした。本文を一回しか読めなかった科目もあります。一般に言って母国語が英仏独語でない受験生にとっては問題を読むのにかかる時間を考えると相当のハンディがあるように思います。合格率もその差が英仏独語を母国語にする受験生の国とそうでない国の受験生とでは、オランダなどの一部の国を除いて顕著です。C科目において引例の一部は試験を受ける際の言語（例えば英語）と異なるEPOの言語（ドイツ語かフランス語）でしか与えられていないことも大きく関わっているように思います。2010年以降この制度が撤廃され、全ての引例がどの言語でも読めるようになります。

これは完全な私見ですが、この撤廃は英仏独以外のヨーロッパ弁理士を増やすことを目的としているように思います。というのは、もともとヨーロッパ弁理士というのは試験を合格した人だけでなく、EPCができた当初にもともと各EPC加盟国の弁理士であった人も既得権条項によりヨーロッパ弁理士となることができましたのですが、その人たちが退職年齢に近づいているという状況があるからです。個人的にはC科目の制度の変更は残念に思います。実際の場において英語以外の言語が必要になってくることは非常に多いからです。特にドイツ語に関して言えば、審判部で扱われるケースの約4分の1がドイツ語（フランス語は約5パーセント）です。したがって判例も要約は英語で手に入る場合があってもドイツ語を読まないと内容がまったくわからないことが多いです。機械翻訳などの助けを借りて逐一ドイツ語を英語に訳し、自分が扱うケースに関係するかどうかチェックするのは効率的ではないと思っています。

日本の弁理士試験の一次に似たDIを除いては、模擬試験問題を提供してくれる機関は存在しません。つまり過去問を解くよりありません。非常に長文で複雑な本番の試験に対応する模擬試験を作ることも自体不可能のように思います。試験対策のためのセミナーを開いている機関は存在しますが、題材が過去問のために私は参加しませんでした。

さて試験の結果はといいますと、紙面で公表するのは非常につらいのですが、集中したいので妻に3週間ほど日本に行ってもらうなど時間をたっぷりって相当勉強したにも関わらず、4科目中C科目で合格点を取ることができませんでした。今後はCだけを合格するまで何回でも受ければよいことになります（試験委員会において、ある程度の回数に制限する、つまり一科目かそれ以上何回かだめだったら全ての科目を全てやり直しさせるという恐ろしい提案が出ているようです。将来この提案が採用されるかどうか気になります）。自分ではC科目はできたと自信があっただけにショックでかなり落ち込みました。ただ、そそくさと日本に逃げて帰る気にはなりません。

試験委員会の解答例を見ますとまだ自分に足りないものが色々あることがわかりましたが、時間のプレッ

シャーの中で冷静に熟考して解答できるかとなると不安は残ります。6時間でも短い気がします。

話が脱線して申し訳ないですが、ショックから立ち直るのは相当な時間が必要かと思ったのですが意外とそうではありませんでした。試験結果がわかった数日後に気晴らしに人工的に波を発生させるプールに行っただけですが波に飲み込まれて溺れそうになったのです。自分は182センチありますが、プールの監視員に子供用に行ったらというようなしぐさをされました。でも試験に落ちるのはプールで溺れ死ぬことに比べればたいしたことないなと妙に前向きに考えられました。一種のショック療法です（笑）。

試験に合格してもEPC上登録できるのは原則EPC加盟国の国民に限られ、日本人を含む非加盟国の国民はEPO長官の特別の許可が要ります。以前は許可を得るのに10年以上ヨーロッパに住んでいることが条件だったようです。ミュンヘンに来たころは登録できる可能性は、日本国籍を捨てる以外実質的にないと思ってましたので、試験を受けること自体まったくありえないと思ってました。現在は条件が緩和されているようです。話を聞く限りは、4年以上住んでいるとともにこちらの事務所等と正規に無期限の労働契約を結んでいる場合なら登録できる一方で、日本の会社、特許事務所に属していてヨーロッパに派遣されて来ている人はできないようです。

おわりに（今後の方向性）

ともかくにもまずはEQEのC科目に合格するかありません。うまく受かってもEPO長官の許可を得るのにしばらく時間がかかるのではないかと思います。

さてヨーロッパ弁理士になったからといって、口頭審理で代理人としての仕事が増える以外は仕事内容が大幅に変わることはなさそうです。ただその増える部分が自分がどうしてもしたいのもですし責任も重いので、こちらでの仕事のやりがいはさらに増すと思います。

ドイツ弁理士の道はというと残念ながら実質的に閉ざされています。もちろん言語的に無理だいうのもあ

りますが、そもそもドイツ弁理士になるためには3年近くの研修制度を経る必要があります、その研修を受ける前提として、最低1年間は産業界で働いていたことが必要だからです。自分は修士を終了して直接特許事務所に就職したわけではないですが、その間まったく違う職種だったのでこの前提条件を満たしていません。

ヨーロッパ弁理士になった後、日本弁理士として再登録したい希望もあります。名誉職としてでなく日本弁理士本来の仕事、発明者との打合わせと明細書書きを再開したい気持ちがあります。そうすると、ヨーロッパと日本を行き来することになるかもしれません。ただ、ヨーロッパと日本を跨いでの仕事というのはあく

までも願望で、家族や事務所との関係等様々な要因が絡んできますし、現実的ではないかもしれません。しかしながら、日本のクライアントの特許出願に関して、日本での明細書作成からスタートして日本とヨーロッパでの特許取得、場合によってはその後のサポートをするというのは非常に魅力的な仕事です。また、こちらで扱うものは日本出願を基礎としたヨーロッパ出願ですので、もし日本語明細書（したがってその英訳）のここがこう書いてあったらよかったのということが多々あります。そういう面でのサポートができればいいなと考えてます。

(原稿受領 2009. 11. 17)

